

落札後の手続き（動産）

越知町からメールによりご連絡します。

開札後、越知町が落札者（最高価申込者）となつた方へメールを送信し、物件の売却区分番号、落札金額などをお知らせします。

このメールは越知町へ受信情報が届くように必ず開封してください。

※案内メールは開札日から3開庁日以内に送信します。

入札した際のIDでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、越知町からのメールが届かない場合は、同画面で連絡先を確認しご連絡ください。

買受人（最高価申込者）本人以外が買受代金のお支払い及び必要書類の提出を行う場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

買受代金のお支払い

※買受代金のお支払いに係る手数料などは買受人の負担になります。

お支払いしていただく金額

買受代金 = 落札価額 - 公売保証金額

※公売保証金不要の物件については落札価額のみのお支払いになります。

買受代金お支払い期限までに買受代金全額のお支払いを越知町が確認できることが必要です。

買受代金お支払い期限は、越知町からの案内メールにも記載しますが、公売物件詳細画面にてご確認ください。

買受代金のお支払い方法は以下のとおりです。

【銀行振込】

越知町からお送りするメールで振込口座をご案内します。

振込手数料は買受人の負担となります。

【現金書留（お支払いしていただく金額が50万円以下の場合に限ります。）】

現金書留の郵送料等は買受人の負担となります。

【現金の直接持参】

受付時間は平日 8 時30分から17時00分までです。

代金お支払い期限までに越知町が買受代金のお支払いを確認できない場合、買受人はその物件を買い受けることができなくなり、（公売保証金が必要な物件については）公売保証金は没収となります。

買受人本人以外が買受代金のお支払いや公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

必要書類の提出

以下の書類を越知町に提出してください。

必要書類の提出先は、開札後に越知町が落札者（最高価申込者）へ送信するメールにてご確認ください。

◆越知町が落札者（最高価申込者）へ送信したメールを印刷したもの

◆保管依頼書（買受代金お支払い時に公売財産の引渡しを受けない場合）

◆送付依頼書（郵送等による公売財産の引渡しを希望する場合）

※保管依頼書、送付依頼書は越知町HP【様式ダウンロード】より印刷してください。

必要書類は、郵送（郵送料は買受人の負担）もしくは電子ファイル化（PDF）したものをメールに添付して提出してください。

買受人本人以外が買受代金のお支払いや公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

【公売財産の引き渡し】

越知町の案内に従い、公売財産の引渡しを受けてください。

売却決定後、越知町が買受代金のお支払いを確認した後に公売財産の引渡しを受けることが可能となります。

買受代金お支払い日に公売財産の引渡しを受けない場合は、「**保管依頼書**」をご提出ください。

なお、この場合、別途保管料を負担していただくことがあります。

引渡し場所は、原則として越知町の庁舎内となります。

買受人本人が来庁して公売財産の引渡しを受ける場合は、次の書類をお持ちください。

【買受人が個人の場合】

運転免許証など、買受人ご本人の写真が添付されている本人確認書

【買受人が法人の場合】

法人の商業登記簿謄本及び代表者自身の写真が添付されている運転免許証などの本人確認書

運送による引渡しを希望する場合

原則として買受人自身が運送業者の手配等を行うことになります。

越知町は運送業者の手配、公売財産の梱包、運送料の立て替えは行いません。

この場合、「**指図運送人引渡依頼書**」に必要事項を記載、押印し提出していただきます。

「**指図運送人引渡依頼書**」は越知町HP【**様式ダウンロード**】より印刷してください。

公売財産によっては（物件のサイズがちいさいものなど）**越知町において梱包・発送について 可能な範囲で対応させていただくことが可能な場合があります。**

この場合は、**送料着払いの宅急便などで対応いたします。**

希望される場合、「**送付依頼書**」に必要事項を記載、押印し提出していただきます。

「送付依頼書」は越知町HP【様式ダウンロード】より印刷してください。

※越知町にて送料着払い発送が可能な場合は、落札後のメールにてご案内します。

買受人本人以外が買受代金のお支払いや公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人本人が買受代金のお支払いや公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続を行うことができます。

代理人がそれらの手続を行う場合、以下の書類をご提出ください。

- ◆委任状（越知町HP【様式ダウンロード】より印刷してください。）
- ◆越知町が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
- ◆代理人が越知町に直接来庁する場合や公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人の免許証など本人確認書

※買受人が法人で、その法人の従業員の方が、買受代金のお支払いなどを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。